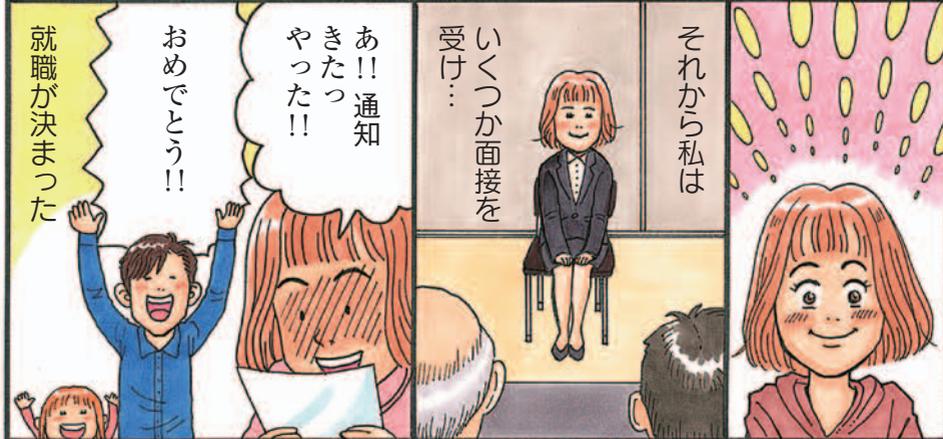
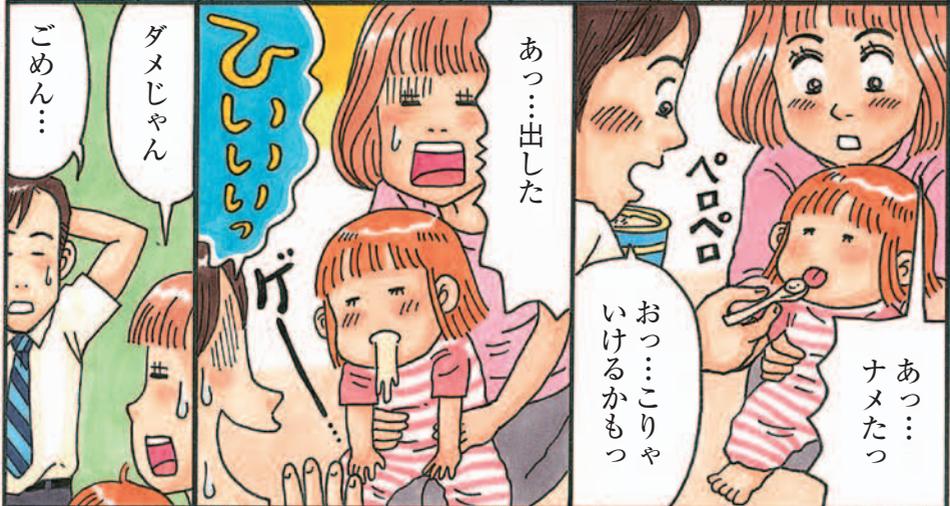
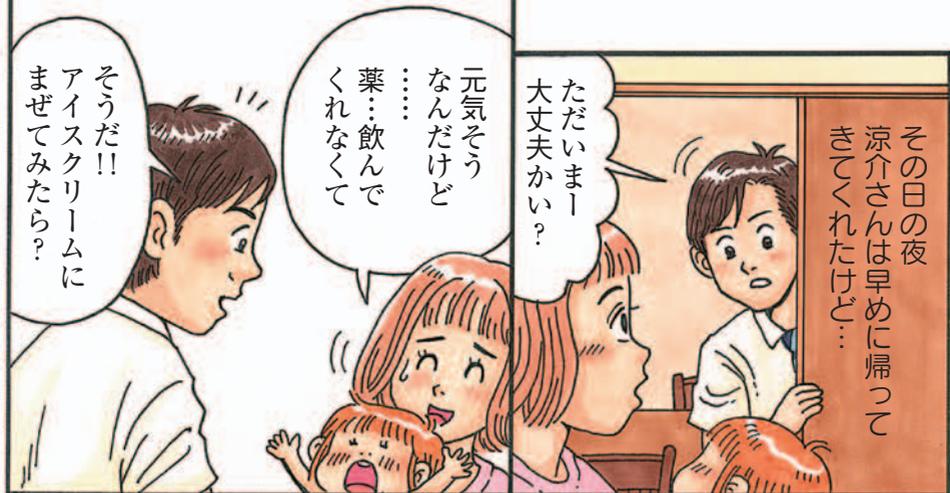


病児・病後児保育





子育て応援券利用対象事業
→詳しくはP.49



病児・病後児保育

「子どもが病気に!でも、家庭で看病できない…」

保育所などに通っている子どもが、急に熱を出したりすると、保育所での集団生活ができません。家族が仕事を休めないなど看病できない場合、子どもを一時的に預かる事業です。入院の必要はないけれど安静を要する病気の子どもが「病児」、回復期の子どもが「病後児」です。

富山県では、「子育て応援券」の利用対象事業となっています。



仕事が休めないとき
もあるよね

● 病児・病後児対応型保育施設一覧は、P53をご覧ください。

●施設は、どんなところ?

病院に併設している場合、保育所に併設している場合があります。各施設ごとに、対象となる児童の年齢や病状等の要件が異なり、1日2,000円程度の利用料金がかかります。詳細は、利用したい施設にお問い合わせください。

●診療を受け、必要な書類を提出します。

利用する場合は、事前に電話で予約状況を確認します。事前登録や前日予約が必要な施設もあります。かかりつけ医や施設の専門医の診療を受け、「診療情報提供書」などの必要書類を提出します。タオルや着替えなど必要なものを持参し、子どもの状況も伝えましょう。

●保護者のお迎えまで安静に。

施設では、病気により部屋を分けるなどの配慮をし、検温や投薬を行いながら安静に過ごします。保育・看護にあたるのは保育士や看護師などで、近年では病児保育専門士という資格を持つ保育士もいます。

しっかり
見守ります

